

令和7年度雲浜小学校いじめ防止基本方針

【様式1】

令和5年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂
平成31年4月1日作成

昨今、マスコミで深刻ないじめがとりあげられることが多々あり、教育界のみならず社会の重要な問題の一つとなっています。

いじめの実態は犯罪と同じです。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解し、行動で示すことが大切です。そのためには、児童が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚が身につくように働きかけ、互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土をつくる必要があります。

互いの人権を尊重し、対等な人間関係の中で支え合う態度を育てることがこれまで以上に大切となるという認識に立ち、雲浜小学校は、ここに「雲浜小学校いじめ防止基本方針」を定めます。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、助け合う「心の教育」と、その心に従い、勇気をもって行動できる人間を育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している可能性がある為、背景にある事情を調査し、いじめに該当するか否かを調査します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○多様性を認め合える学校作り

多様性を認め合い、様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気確保し、児童がお互いの違いを理解し、色々な人がいた方がいいと実感できるように働きかけます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、お互いの個性と多様性を認めることで、自分だけでなく、他の人の大切さも認め、様々な異なる考えや意見を尊重する態度を育てます。また、人権週間の間、人権教育に重点的に取り組み、人権意識の高揚に努めます。

- 主体的に学ぶ意欲を高める授業
児童の多面的な能力を引き出す，学ぶ喜びを生み出すわかる授業づくりを心がけます。それを通して，児童同士が互いのよいところを認め合い，他者の役に立っていると感じることのできる自己有用感を育みます。
- 自己信頼感を育む活動
縦割り活動や児童総会，委員会活動やクラブ活動など異年齢集団が主体的に取り組む共同の活動を意図的・計画的に行うことを通して，児童同士の横と縦のつながりを育て，他者から認められ，他者の役に立っていると実感することによって自己への信頼を育みます。
- 対等で自由な関係の構築
自分が興味を抱くこと，好きになれること，夢中になれることをやろうとすることが認められたり，他の人がやろうとしていることを応援したりすることで，学校が居場所と思えるようになり，多様な人間関係が築かれるようにします。
- 適切な援助希求を促す体制づくり
発達途上の児童が，甘えたり，弱音を吐いたりできるような「適切に依存できるネットワーク」を築き，自立へとつながる援助を求められるようにします。
- 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動，地域の特色などを生かした直接体験を通して児童の絆を強め，お互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
学校全体で発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより，思いやりの心や認め合い学び合う心，感謝の心を育てます。
高学年では，規範意識を育み，未然防止に関係する具体的な取り組み提案し，その実施を促します。また，拉致問題を事例として扱うことで具体的に人権侵害を学びます。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等の取り組みのための取り組み（環境作り，アンケート，個人・保護者の面談の実施，校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ，学校におけるいじめ防止等の為の取り組みの改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- 教職員自身の人権意識のチェック
いじめ防止推進主体である教職員自身が，毎月，自己評価チェックカードへの記入を通して，自らの人権感覚を常に確認し，発達途上にある児童を一人の人間として尊重する態度を育てます。
- 授業改善
教職員が，すべての児童にとって，わかりやすい授業のあり方について，公開授業や授業研究を行うことを通して，授業力の向上に努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い，児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して，児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち，いじめへの対処方針や年間行動計画等，いじめ防止策に関する情報を公表し，保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用について児童会で考え議論する機会を確保したり，呼びかけや意識付けを行ったりして保護者に対して家庭でのルールづくり等の啓発を行います。
- 特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援
日常的に，当該児童に対して特性を踏まえた適切な支援を行なうと共に，保護者及び関係機関と連携を図りながら，必要な指導を組織的に行ないます。
 - ・発達障害を含む，障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的嗜好・性自認に係る児童

- ・東日本大震災により被災した児童, 原子力発電所事故により避難している児童
- SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため, 援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等)ができるための教育を行ないます。

(4) いじめの早期発見

- 「生徒指導部」による対応
特定の教員で抱え込むことなく, 生徒指導部が中心となり, 速やかに情報を共有すると共に, 「生徒指導部」による立案, チームでの対応により被害児童を守ります。全ての教員が, 児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに, わずかな変化に対しても注意を払い, いじめを認知するよう努めます。
- 児童への対応
いじめを受けた, または報告した児童の心のケアを行い, 安全を確保すると共に, いじめがあったとされる児童に対して, 事情を確認した上で, 適切な指導を行います。
- アンケートの実施(自己チェック等の活用)
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い, それを学級担任が確認したり, 定期的の実態調査を行ったりしていじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 保護者に対するいじめ調査
定期的の実態調査を行ったり, 懇談会や連絡会, P T Aの委員会等を通したりしていじめ等の問題の早期発見に努めます。保護者からの相談や連絡をていねいに聞き取り, いじめに関わる情報に対する意識を高く持ち, チームとして学校の対応を迅速に図ります。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して, 学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に, 適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して, 日ごろから保護者との情報交換を密にすると共に地域の住民や関係団体との連携を進めることにより, 家庭や地域における児童の変化を見逃さず, いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに, 「いじめ対応サポート班」による立案, チーム対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い, 安全を確保するとともに, いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で, 適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー, スクールサポーター等の外部専門家, 警察や児童相談所, 地方法務局, 医療機関, 民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら, 早期解決に向けた最善の方法を講じます。
- 外部の相談チャンネルの活用
教職員や家族, 友達等に直接話をすることをためらうような場合も考え, 「24時間いじめ相談ダイヤル」「県総合教育研究所相談センター」「県嶺南教育事務所教育相談室」等の外部相談チャンネルを周知し, 活用できるようにします。
- いじめが犯罪行為として扱われる場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は, 直ちに警察に連絡し提携して対応します。

(6) いじめの解消

- いじめは, 謝罪によって安易に解消したと考えることのないようにします。いじめが解消しているとは, 少なくとも2つの要件を満たしているものとします。ただし, これらを満たしているとしても, 必要に応じて, 他の事情も勘案して判断するものとします。
 - ・いじめに係る行為(心理的または物理的な影響を与える行為等)が止んでいる状態が相当期間継続しています。少なくとも, 3ヶ月を目安にします。
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童が心身の苦痛を感じていないことについて, 本人及び保護者に面談等により直接確認をします。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等重大事態が発生した時は、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

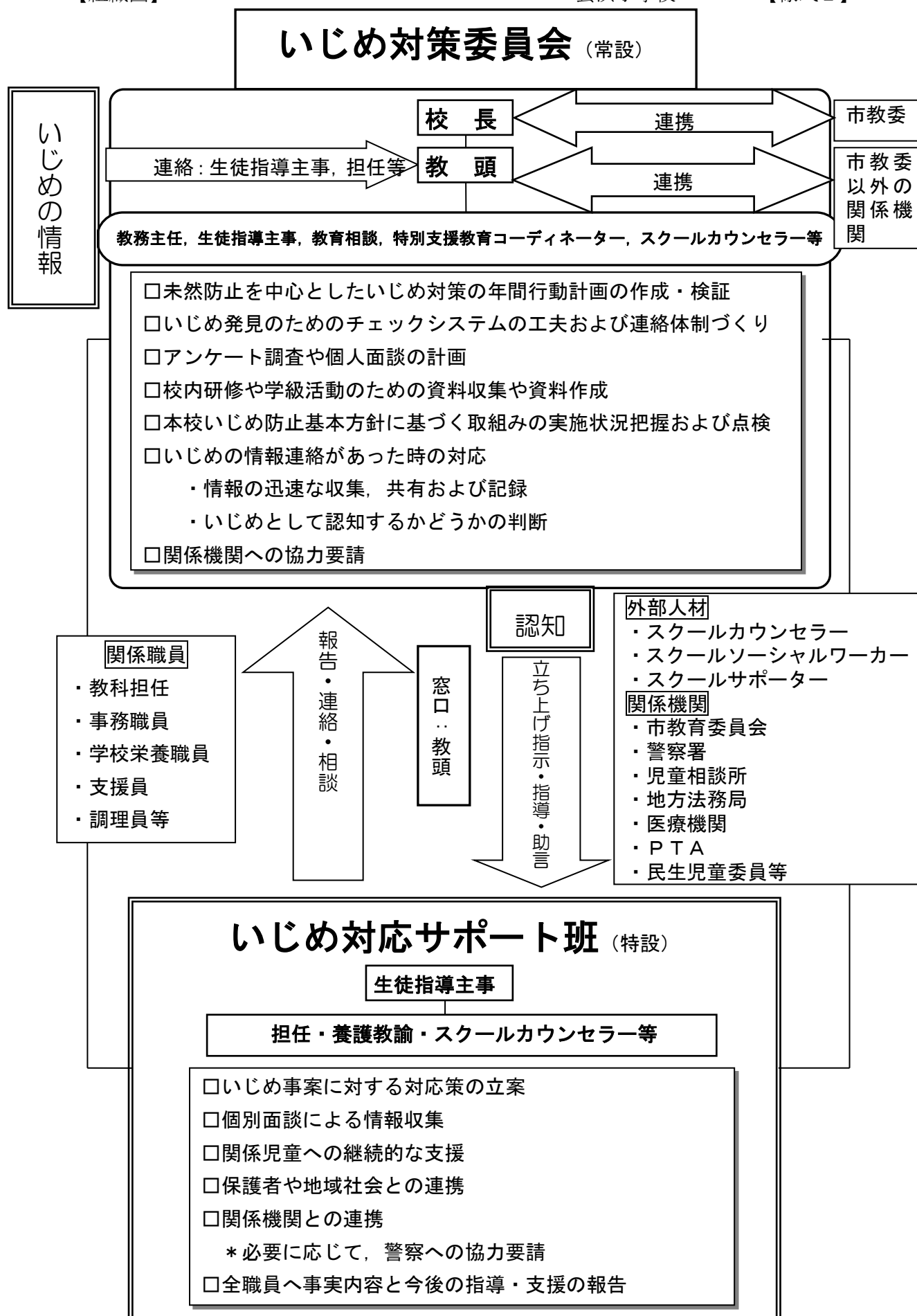
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】 P5 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P6～P9 参照



【いじめ対策の年間行動計画】
〔4～6月〕

雲浜小学校

【様式3】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・年間行動計画作成 職員会議 ・年間行動計画周知 ・教員の意識点検 P T A関係会議 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・当月以降随時設置	新しい出会いを通して仲間作り					
		縦割り班顔合わせ ・遊びやそうじを通して6年生のリーダーシップを育てる ・異年齢集団への帰属感を高める。					
		児童総会					
		自己チェック（毎月末）					
5月	学級担任 ・定期的に状況報告 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 生活アンケート結果の共有	栽培活動 ボランティアの指導を受け、栽培活動体験					
		ふるさと学習（通年）自己有用感などを育む活動					
		縦割り活動 校内体育大会 ・6年生がリーダーシップを取り、全校をまとめる ・各縦割り集団で信頼関係を築き、絆を深める。					
		生活アンケート調査① 自己チェック（毎月末）					
6月	学級担任 ・定期的に状況報告 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 家庭・地域学校協議会 ・情報および意見の交換 授業改善 ・児童主体の児童と共に作り上げる授業づくり	（防犯教室）スマホ・携帯安全教室 修学旅行					
		縦割り活動					
		教育相談週間					
		全校交流活動 S C，S S Wとの面談 自己チェック（毎月末）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	学級担任 ・定期的に状況報告	生活アンケート調査②					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	保護者会及び民生委員 情報交換会 ・情報および意見の交	SC, SSWとの面談					
	取組評価アンケート① 分析						
8月	学級担任 ・定期的に状況報告	夏休み企画（家庭で料理作り，お手伝いをしよう） ・自己有用感など高める。					
	いじめ対策委員会 ・1学期の振り返り 職員会議 ・重点事項確認						
	校内研修会 ・特別支援教育推進 ・教員の意識点検 ・授業改善	家庭訪問 ・クラスや地域の子どもの状況把握					
9月	学級担任 ・定期的に状況報告	縦割り活動					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	情報発信 ・学校だよりで報告	全校交流活動					
		後期児童会長選挙					
		生活アンケート調査③					
		自己チェック（毎月末）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	学級担任 ・定期的に状況報告	児童総会					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	校外学習深化月間 ・地域やふるさとについて体験を通して学び、深める。					鯖街道 体験活動②
	授業改善 ・児童主体の児童と共に 作り上げる授業づくり	SC, SSWとの面談					
		陸上記録会練習（高学年の絆作り）					
11月	学級担任 ・定期的に状況報告	陸上記録会壮行会					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	PTA雲浜フェスティバル 縦割り活動（保護者主催のイベント）					
	校内研修会 ・人権週間に向けて						鯖街道 体験活動①
	Q-Uアンケート分析	自己チェック（毎月末）					
12月	学級担任 ・定期的に状況報告	SC, SSWとの面談					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	校内音楽発表会					
	保護者会 ・情報及び意見の交換	小中音楽会					
		教育相談週間					
12月	取組評価アンケート② 分析	校内マラソン大会 ・目標に向かい、努力する体験を積む。					
		縦割り活動					
	取組評価アンケート② 分析	Q-Uアンケート調査					
		自己チェック（毎月末）					
12月	学級担任 ・定期的に状況報告	人権週間 ・人権意識を高める取り組みをする。					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	生活アンケート調査④					
	保護者会 ・情報及び意見の交換	全校交流活動					
		SC, SSWとの面談					
12月	取組評価アンケート② 分析	取組評価アンケート②調査					
		自己チェック（毎月末）					

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
1 月	学級担任 ・定期的に状況報告	SC，SSWとの面談					
	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り 職員会議 ・重点事項確認	給食委員会企画 ・給食に携わってくれている方々に感謝を伝える					
	情報発信 ・学校だよりで報告	ふるさと学習発表会					
		自己チェック（毎月末）					
2 月	学級担任 ・定期的に状況報告	縦割り活動					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	次年度 就学児童 体験入学					浜中新入生 体験入学
	民生委員と語る会 地域学校協議会 ・情報および意見の交	SC，SSWとの面談					
		全校交流活動					
	生活アンケート結果の共有	生活アンケート調査⑤					
		自己チェック（毎月末）					
3 月	学級担任 ・定期的に状況報告 ・個別面談	6 年生を送る会 ・学年発表や縦割り遊びを通して 6 年生に感謝を伝える					
	取組評価アンケート③分析	取組評価アンケート③調査					
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り	卒業式 ・卒業生は感謝と決意を，在校生は感謝を伝える					
		令和 8 年度前期児童会長選挙					
	情報発信 ・学校だよりで報告	自己チェック（毎月末）					

